

福岡県公報

平成18年1月18日

第2484号

目次

告示(第84号-第97号)

○土地改良区の解散	(農地計画課)	1
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課)	1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	2
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	2
○県営土地改良事業計画の決定	(農地計画課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○国土調査の成果の認証	(農地計画課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	3
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	4
○貸金業者の登録の取消し	(経営金融課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	5
公安委員会			
○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	6

告示

福岡県告示第84号

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
益生田土地改良区	平成17年12月28日

福岡県告示第85号

解散した清算法人益生田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
横溝 正盛	久留米市田主丸町益生田1567番地2
横溝 武	“ “ 益生田1741番地2
横溝 重光	“ “ 益生田1562番地
池尻 守雄	“ “ 益生田1510番地
横溝 光	“ “ 益生田1561番地1
横溝 九州夫	“ “ 益生田1511番地1
中野 勝義	“ “ 益生田1580番地2
稲吉 典一	“ “ 益生田1438番地
森田 一枝	“ “ 益生田628番地1
横溝 哲夫	“ “ 益生田1555番地
横溝 正信	“ “ 益生田1736番地

池 尻 忠 行	”	”	益生田1542番地
---------	---	---	-----------

福岡県告示第86号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ
- (2) 代表者の氏名
中野 浩志
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大牟田市不知火町二丁目8番地4

- (4) 定款に記載された目的
この法人は、大牟田市、荒尾市を中心に福岡県、熊本県内外において、日本の近代化を支えた炭鉱のまちについて、炭鉱のまちの様々な地域資源を活かしたまちづくり活動を展開する事業を行い、地域の活性化へ寄与することで、炭鉱のまちの風景と心象が次世代に継承されていくことを目的とする。

福岡県告示第87号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人翔青会
- (2) 代表者の氏名
松尾 俊和
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市八幡西区東鳴水二丁目10番1号2階
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人達に対して、社会教育の推進、まちづくりの推進、学術、文化、芸術又はスポーツの振興、環境の保全、国際協力、子どもの健全育成、経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第88号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営吉井地区土地改良（農道整備）事業計画書の写し	平成18年1月18日から 平成18年2月15日まで	うきは市役所 久留米市役所 杷木町役場

福岡県告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧

に供する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営吉井地区土地改良（農業用排水施設整備事業）事業計画書の写し	平成18年1月18日から 平成18年2月15日まで	うきは市役所 久留米市役所

福岡県告示第90号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営吉井地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成18年1月18日から 平成18年2月15日まで	うきは市役所

福岡県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

豊前	県道	小山田 東八田 線	前	築上郡築上町大字築城879番1先から 同郡同町大字築城905番1先まで	12.2 ～ 20.5	27.0
			後	同上	12.2 ～ 17.5	27.0

福岡県告示第92号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
行橋市	平成16年度から 平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	南大橋一丁目・二丁目	平成17年12月26日
小郡市	平成11年度から 平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	二森・稲吉の各一部	平成17年12月26日
添田町	平成11年度から 平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	大字庄の一部	平成17年12月26日

福岡県告示第93号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 大野城サティ
(2) 所在地 福岡県大野城市錦町四丁目1番1号 外
2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第94号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡市野多目複合施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県福岡市南区野多目2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされており、また、老人いきいの家は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する普通公共団体が設置する公の施設に該当するため、福岡市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、福岡市は事業用地の先行取得を福岡市土地開発公社に依頼し、同公社は平成17年度の事業計画において本件事業用地取得に係る予算措置を講ずるとともに、福岡市はこれに対する債務保証を行っていることから、本件事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、福岡市が野多目公民館及び野多目校区老人いきいの家の複合施設の建設を行うものである。

野多目公民館及び野多目校区老人いきいの家は、昭和59年度に野多目校区内にそれぞれ建築されたが、両施設ともに狭隘であるうえ、築後20年以上経て老朽化しており、住民の利用に支障を来していることから、施設の改築等が必要となっている。

福岡市においては、改築等の時期が重なったこと、土地の有効利用が図られること、両施設の相互利用により世代間交流が活発になり社会教育活動等の充実が期待できること等に鑑み、複合施設を建設することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、青少年、婦人、高齢者等に生きがいを与え、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな成果を上げることができ、また、世代間交流が活発になり社会教育活動等の充実が期待できるほか、野多目地区のコミュニティ活動の拠点施設として、今後の地区活性化の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性、環境、工事施工の難易度、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性が高く、環境が良好であり、工事の施工性に優れ、用地費等も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ さらに、本件事業に係る起業地は、野多目複合施設の建設に必要な最小限の範囲

が確保されていると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、両施設ともに住民の利用に支障を来しており、住民からも改築等の要望が出されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市野多目複合施設建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市南区役所（総務課）

福岡県告示第95号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻生 渡

商号又は名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
------------	------------	-------------	--------------	------

村田商事 村田 早苗	田川郡川崎町大字 川崎617番地2	福岡県知事 (1)第07892号 平成15年1月15日	平成17年12月26日 登録取消処分	貸金業の規制等に関する法律第38条第1項
月花 武田 直美	久留米市三潯町草 場457番地2	福岡県知事 (1)第07894号 平成15年1月15日	平成17年12月26日 登録取消処分	
ベストライフ 吉田 禎昭	福岡市東区香椎駅 前1丁目3番15号 香椎エクセル13 704号	福岡県知事 (1)第07934号 平成15年3月17日	平成17年12月26日 登録取消処分	
MT 水野 良	中間市朝霧1丁目 19番22号	福岡県知事 (1)第08073号 平成15年9月16日	平成17年12月26日 登録取消処分	
大山 和徳	北九州市若松区青 葉台南2丁目20番 13号	福岡県知事 (1)第08091号 平成15年9月16日	平成17年12月26日 登録取消処分	

福岡県告示第96号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 スーパーオートボックス久留米
 - 所在地 福岡県久留米市津福今町329番1 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第97号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年1月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）久留米遊道楽複合施設
- (2) 所在地 福岡県久留米市新合川1丁目92 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公安委員会

福岡県公安委員会告示第5号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成18年1月18日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講 習 期 日	講習時間	講 習 場 所
---------	------	---------

平成18年2月20日（月）から 同年2月23日（木）までの間	午前9時30分から 午後4時35分まで （最終日は、概ね 午後1時ころまで ）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
-----------------------------------	---	-------------------------------------

3 受講定員

60人

4 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を所持する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 受講しようとする講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者
- (2) 受講しようとする講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任予定の者

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書1通（講習規則別記様式第1号）
- (2) 旧資格者証の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間
平成18年1月23日（月）から同年2月3日（金）まで（土、日曜日を除く）の午前10時から午後5時までの間
- (2) 受講受付については、受講申込みに必要な書類（前記5）を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき受講者1人まで有効とする。また、受講申込み者が他の代理人を兼ねることはできない。）。
- (3) 受付期間は、前記(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受付人員が予定の60人となったときは、受け付けを締め切ることとする。
- (4) 講習受講手数料

法第2条第1項第1号に係る警備業務

23,000円（受講受付時、福岡県領収証紙により納付すること。）

7 受付場所

福岡県警察警備員教育センター

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し、講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署、福岡県警察本部生活安全総務課（電話092（641）4141内線3033、3036）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)